

# 令和6年度補正予算政府案が閣議決定！ 活用できる補助金情報をお知らせします。

★：ステップアップNEWS発行予定の事業です。ただし、状況により変更する可能性があります。

## 令和6年度補正予算案

### ■ 経済産業省

事業名	令和6年度補正予算案 (令和5年度補正予算)	新規/ 継続	建物用途			新築	既築
			工場	ビル	住宅		
★ 省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金 (1)工場・事業場型、(2)電化・脱炭素燃焼型	300億円の内数 (910億円の内数)	継続	○	○	-	-	○
★ 省エネルギー投資促進支援事業費補助金 (1)設備単位型	300億円 (250億円)	継続	○	○	-	-	○
★ 高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金	580億円 (580億円)	継続	-	-	○	○	○
災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金 (LPガス災害バルク補助金)	21億円 (20億円)	継続	○	○	-	○	○
災害時の強靱性向上に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金	10億円 (13億円)	継続	○	○	-	○	○

### ■ 環境省

事業名	令和6年度補正予算案 (令和5年度補正予算)	新規/ 継続	建物用途			新築	既築
			工場	ビル	住宅		
建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業							
★ ZEB普及促進に向けた省エネルギー建築物支援事業 ①新築建築物のZEB普及促進支援事業 ②既存建築物のZEB普及促進支援事業	48億円の内数 (61.71億円の内数)	継続	-	○	-	○	○
★ 省CO2化と災害・熱中症対策を同時実現する施設改修等支援事業 ※1 ①業務用施設における省CO2化・熱中症対策等支援事業			-	○	-	-	○
★ 脱炭素ビルリノベ事業 (業務用建築物の脱炭素改修加速化事業)	111.75億円 (111億円の内数)	継続	-	○	-	-	○
★ SHIFT事業 ①省CO2型システムへの改修支援事業 (脱炭素技術等による工場・事業場の省CO2化加速事業)	30億円の内数 (40.34億円の内数)	新規 ※2	○	○	-	-	○
地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業	20億円 (20億円)	継続	公共施設			○	○
地域脱炭素移行・再エネ推進交付金	365億円 (135億円)	継続	公共施設			○	○

※1. 「民間建築物等における省CO2改修支援事業」を含む事業です。

※2. 「SHIFT事業」としては継続ですが、「脱炭素技術等による工場・事業場の省CO2化加速事業」として新規事業になります。

### ■ 国土交通省

事業名	令和6年度補正予算案 (令和5年度補正予算)	新規/ 継続	建物用途			新築	既築
			工場	ビル	住宅		
★ 子育てグリーン住宅支援事業 ※3	2250億円	新規	-	-	○	○	○
★ 宿泊施設サステナビリティ強化支援事業	300億円の内数 (266億円の内数)	継続	宿泊施設			-	○

※3. 令和5年度補正予算 子育てエコホーム支援事業と類似の補助事業です。

※本資料は、各省庁公表の令和6年度補正予算案の閣議決定資料を基に作成しております。

# ★省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金

## (1)工場・事業場型

予算案額:300億円  
の内数

### 省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金

国庫債務負担行為含め総額 **2,025億円** ※令和6年度補正予算案額 300億円

資源エネルギー庁  
省エネルギー・新エネルギー部  
省エネルギー課

事業の内容
<p><b>事業目的</b> 本事業は、工場・事業場全体で行う、先進型設備等の導入や、機械設計を伴う設備、事業者の使用目的や用途に合わせて設計・製造する設備又は省エネ効果の高い特定の設備の組み合わせ導入、脱炭素につながる電化・燃料転換を伴う設備更新を支援することにより、「2030年度におけるエネルギー需給の見通し」の達成に寄与することを目的とする。その際、企業の複数年の投資計画に対応する形で支援を実施し、特に中小企業の省エネ投資需要を掘り起こす。</p> <p>また、工場等における省エネ性能の高い設備・機器への更新を促進することにより、温室効果ガスの排出削減と我が国の産業競争力強化を共に実現する。</p> <p><b>事業概要</b> 工場・事業場において実施されるエネルギー消費効率の高い設備への更新等を以下の取組を通じて支援する。</p> <p>(1) 工場・事業場型：工場・事業場全体で行う、先進型設備等の導入や、機械設計を伴う設備、事業者の使用目的や用途に合わせて設計・製造する設備又は省エネ効果の高い特定の設備の組み合わせ導入を支援</p> <p>(2) 電化・脱炭素燃焼型：化石燃料から電気への転換や、より低炭素な燃料への転換等、電化や脱炭素目的の燃料転換を伴う設備等の導入を支援</p> <p>(3) エネルギー需要最適化型：効果が高いと指定したエネルギーマネジメントシステムを用いて、効果的にエネルギー使用量削減及びエネルギー需要最適化を図る事業を支援</p>

事業スキーム (対象者、対象行為、補助率等)
<p>補助 (定額) (2/3, 1/2, 1/3, 1/4)</p> <p>国 → 民間企業等 → 民間企業等</p> <p>(1) 補助率：中小企業1/2以内、大企業1/3以内 (一定の要件を満たす場合には中小企業2/3以内、大企業1/2以内等) 上限額：15億円 (非化石転換設備の場合は20億円等)</p> <p>(2) 補助率：1/2以内 上限額：3億円 (電化の場合は5億円)</p> <p>(3) 補助率：中小企業1/2以内、大企業1/3以内 上限額：1億円</p>

成果目標・事業期間
<p>2030年度におけるエネルギー需給の見通しにおける産業部門・業務部門の省エネ対策 (2,700万kl程度) 中、省エネ設備投資を中心とする対策の実施を促進し、本事業による効果も含めて、省エネ量2,155万klの達成を目指す。</p>

経産省 令和6年度補正予算案の事業概要(PR資料)より抜粋

## 経産省 省エネ補助金に関する参考資料

経産省 令和6年度補正予算案における省エネ支援策パッケージより抜粋

### 【参考】前年からの変更点 (I型：工場・事業場型)

- 工場・事業所全体での、大規模な省エネ投資をより促進するため、**省エネ効果の高い特定の設備 (指定設備) の組み合わせ**による事業所等全体での取組を補助対象に追加。
- また、中小企業においても大規模な省エネ投資を促すため、「**中小企業投資促進枠**」を創設。

事業区分	(I) 工場・事業場型 ～生産ラインの更新等、工場・事業所全体で大幅な省エネを図る～		
	先進枠	一般枠	中小企業投資促進枠
補助対象	先進設備・システム	オーダーメイド設備又は指定設備	変更②
省エネ要件	①省エネ率等：30%以上 ②省エネ量等：1,000kl以上 ③エネルギー消費原単位改善率：15%以上	①10%以上 ②700kl以上 ③7%以上	①7%以上 ②500kl以上 ③5%以上 ※指定するフォーマットにより 目標・計画の作成・公表が必要 (目標は一般枠の効果)
投資回収要件	・投資回収年数が5年以上であること		・投資回収年数が3年以上であること
補助率	大企業	1/2 ※投資回収年数が7年未満の事業は1/4	—
	中小企業	2/3 ※投資回収年数が7年未満の事業は1/3	1/2 ※投資回収年数が5年未満の事業は1/3
補助金限度額	大企業	上限：15億円 (非化石転換の場合は20億円) ※複数年度事業の場合は20億円	—
	中小企業	上限：15億円 (非化石転換の場合は20億円) ※複数年度事業の場合は20億円 ※連携事業の場合は30億円 (非化石転換の場合は40億円)	上限：15億円 (非化石転換の場合は20億円) ※複数年度事業の場合は20億円 (非化石転換の場合は30億円) ※連携事業の場合は30億円 (非化石転換の場合は40億円)

※年間のエネルギー使用量が1,500kl以上である事業者 (特定事業者等) は、省エネ法に基づく定期報告情報を開示する制度に参加宣言していることを要件とする。

★省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金  
(2)電化・脱炭素燃転型

予算案額:300億円  
の内数

省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金

国庫債務負担行為含め総額 2,025億円 ※令和6年度補正予算案額 300億円

資源エネルギー庁  
省エネルギー・新エネルギー部  
省エネルギー課

事業の内容	事業スキーム (対象者、対象行為、補助率等)
<p><b>事業目的</b> 本事業は、工場・事業場全体で行う、先進型設備等の導入や、機械設計を伴う設備、事業者の使用目的や用途に合わせて設計・製造する設備又は省エネ効果の高い特定の設備の組み合わせ導入、脱炭素につながる電化・燃料転換を伴う設備更新を支援することにより、「2030年度におけるエネルギー需給の見通し」の達成に寄与することを目的とする。その際、企業の複数年の投資計画に対応する形で支援を実施し、特に中小企業の省エネ投資需要を掘り起こす。</p> <p>また、工場等における省エネ性能の高い設備・機器への更新を促進することにより、温室効果ガスの排出削減と我が国の産業競争力強化を共に実現する。</p> <p><b>事業概要</b> 工場・事業場において実施されるエネルギー消費効率の高い設備への更新等を以下の取組を通じて支援する。</p> <p>(1) 工場・事業場型：工場・事業場全体で行う、先進型設備等の導入や、機械設計を伴う設備、事業者の使用目的や用途に合わせて設計・製造する設備又は省エネ効果の高い特定の設備の組み合わせ導入を支援</p> <p>(2) 電化・脱炭素燃転型：化石燃料から電気への転換や、より低炭素な燃料への転換等、電化や脱炭素目的の燃料転換を伴う設備等の導入を支援</p> <p>(3) エネルギー需要最適化型：効果が高いと指定したエネルギーマネジメントシステムを用いて、効果的にエネルギー使用量削減及びエネルギー需要最適化を図る事業を支援</p>	<p style="text-align: center;">補助 (定額) → (2/3, 1/2, 1/3, 1/4) → 補助</p> <p style="text-align: center;">国 → 民間企業等 → 民間企業等</p> <p>(1) 補助率：中小企業1/2以内、大企業1/3以内（一定の要件を満たす場合には中小企業2/3以内、大企業1/2以内等） 上限額：15億円（非化石転換設備の場合は20億円等）</p> <p>(2) 補助率：1/2以内 上限額：3億円（電化の場合は5億円）</p> <p>(3) 補助率：中小企業1/2以内、大企業1/3以内 上限額：1億円</p>
	成果目標・事業期間
	<p>2030年度におけるエネルギー需給の見通しにおける産業部門・業務部門の省エネ対策（2,700万kl程度）中、省エネ設備投資を中心とする対策の実施を促進し、本事業による効果も含めて、省エネ量2,155万klの達成を目指す。</p>

経産省 令和6年度補正予算案の事業概要(PR資料)より抜粋

経産省 省エネ補助金に関する参考資料

経産省 令和6年度補正予算案における省エネ支援策パッケージより抜粋

【参考】前年からの変更点 (Ⅱ型：電化・脱炭素燃転型)

- 燃料転換のための設備更新について、既存設備と配管の取り回しや設置方法が異なることで工事費用が高額となることを踏まえ、負担増の影響を受けやすい**中小企業について工事費用も補助対象**とする。
- また、**ヒートポンプなどについて、更新前設備との併用を認める**。

事業区分	(Ⅱ) 電化・脱炭素燃転型 ～電化・低炭素な燃料への転換を伴う設備等への更新を支援～
補助対象	化石燃料から電気への転換及びより低炭素な燃料への転換等、電化や脱炭素目的の燃料転換を伴う設備等への更新
補助対象経費	<p style="text-align: center;"><b>変更</b></p> <p style="text-align: center;"><b>工事費・設備費</b> (電化の場合は付帯設備も対象) ※工事費は中小企業に限る ※ヒートポンプなど、一部機器について併用を認める (ただし併用する場合であっても、将来的には非化石転換に向けたリプレースを目指すことを求める)</p>
補助率	1 / 2
補助金限度額	上限：3億円 (電化の場合は5億円)

※年間のエネルギー使用量が1,500kl以上である事業者（特定事業者等）は、省エネ法に基づく定期報告情報を開示する制度に参加宣言していることを要件とする。

★省エネルギー投資促進支援事業費補助金  
(1)設備単位型

予算案額:300億円

省エネルギー投資促進支援事業費補助金

資源エネルギー庁  
省エネルギー・新エネルギー部  
省エネルギー課

国庫債務負担行為含め総額 350億円 ※令和6年度補正予算案額 300億円

事業の内容	事業スキーム (対象者、対象行為、補助率等)
<p><b>事業目的</b> 本事業は、工場・事業場等の産業・業務部門における省エネ性能の高い設備・機器への更新に係る費用の一部を支援することで、「2030年度におけるエネルギー需給の見通し」の達成に寄与することを目的とする。</p> <p>また、設備の納期遅れ等により単年度での事業実施が困難なことを理由に投資を見送る事業者のニーズに対応すべく、複数年度にまたがる設備・機器の導入を可能にし、特に中小企業における更なる投資需要を掘り起こす。</p> <p><b>事業概要</b> 工場・事業場において実施されるエネルギー消費効率の高い設備への更新等を以下の取組を通じて支援する。</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p>(1) 設備単位型：省エネ性能の高いユーティリティ設備、生産設備等への更新を支援。</p> </div> <p>(2) エネルギー需要最適化型：効果が高いと指定したエネルギーマネジメントシステムを用いて、効果的にエネルギー使用量削減及びエネルギー需要最適化を図る事業を支援。</p>	<p style="text-align: center;">補助 (定額) → 国 → 民間企業等 → 補助 (1/2, 1/3) → 民間企業等</p> <p>(1) 補助率：1/3以内、上限額：1億円 (2) 補助率：中小企業1/2以内、大企業1/3以内 上限額：1億円</p>
	成果目標・事業期間
	<p>2030年度におけるエネルギー需給の見通しにおける産業部門・業務部門の省エネ対策(2,700万kl程度)中、省エネ設備投資を中心とする対策の実施を促進し、本予算事業による効果も含めて、省エネ量2,155万klの達成を目指す。</p>

経産省 令和6年度補正予算案の事業概要(PR資料)より抜粋

経産省 省エネ補助金に関する参考資料

経産省 令和6年度補正予算案における省エネ支援策パッケージより抜粋

【参考】前年からの変更点 (Ⅲ型：設備単位型、Ⅳ型：エネルギー需要最適化型)

- Ⅲ型について、高効率省エネ設備への投資を促進する観点から、**省エネ要件を追加**。
- Ⅳ型について、デジタル技術を活用したエネルギー消費の見える化、最適化に取り組み、GX・DXを加速する事業者を支援する観点から、**従来の要件を見直す**。

事業区分	(Ⅲ) 設備単位型 ～指定設備への更新～	事業区分	(Ⅳ) エネルギー需要最適化型 ～EMSの導入促進～
補助対象	省エネ効果の高い特定の設備(指定設備)への更新	補助対象	効果が高いと指定したエネルギーマネジメントシステム(指定EMS)を用いて、効果的にエネルギー使用量削減及びエネルギー需要最適化を図る事業
省エネ要件	<div style="border: 1px dashed blue; padding: 5px;"> <p><b>変更①</b></p> <p>①～③のいずれかの要件を満たすこと</p> <p>①省エネ率：10%以上</p> <p>②省エネ量：1kl以上</p> <p>③経費当たり省エネ量：1kl/千万円</p> </div>	省エネ要件	<div style="border: 1px dashed green; padding: 5px;"> <p><b>変更①</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指定EMSを導入する範囲内において設備又は工程単位のエネルギー消費状況を把握・表示・分析し、運用改善を実施。</li> <li>EMSを活用した省エネの中長期計画を作成、改善による成果の公表(2%改善を目標)</li> <li>EMSは、導入事業者自らが制御・運用改善に取り組める機能を具備していること。具備していない場合には、運用改善の提案を出来る事業者との契約(補助対象外)を結ぶこと</li> </ul> <p>※従来の省エネ効果2%の事前確認要件及び投資回収年数要件は設けない</p> </div>
補助対象経費	設備費	補助対象経費	設計費・工事費・設備費
補助率	1/3	補助率	大企業 1/3 中小企業 1/2
補助金限度額	上限：1億円	補助金限度額	上限：1億円 下限：30万円 <b>(100万円から引き下げ)</b>
その他の要件	<div style="border: 1px dashed blue; padding: 5px;"> <p><b>変更②</b></p> <p>省エネ法に基づく定期報告義務がない事業者(特定事業者等以外の事業者)については、エネルギーの合理化に関する中長期計画を策定すること(指定するフォーマットで作成)</p> </div>		

※年間のエネルギー使用量が1,500kl以上である事業者(特定事業者等)は、省エネ法に基づく定期報告情報を開示する制度に参加宣言していることを要件とする。 6

# ★高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金

## 高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金

令和6年度補正予算案額 580億円

資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部  
省エネルギー課、水素・アンモニア課

事業目的・概要	事業スキーム (対象者、対象行為、補助率等)
<p><b>事業目的</b></p> <p>本事業は、家庭で最大のエネルギー消費源である給湯分野において、ヒートポンプ給湯機や家庭用燃料電池等の高効率給湯器の導入支援を行い、その普及を拡大することにより、「2030年度におけるエネルギー需給の見通し」の達成に寄与することを目的とする。</p> <p>また、家庭部門への高効率給湯器の導入を加速することにより、温室効果ガスの排出削減と我が国の産業競争力強化を共に実現する。</p> <p><b>事業概要</b></p> <p>消費者等に対し、家庭でのエネルギー消費量を削減するために必要な高効率給湯器（ヒートポンプ給湯機、ハイブリッド給湯機、家庭用燃料電池）の導入に係る費用を補助する。</p> <p>特に、昼間の余剰再生エネ電気を活用できる機種等については補助額の上乗せを行うとともに、高効率給湯器導入にあわせて寒冷地の高額な電気代の要因となっている蓄熱暖房機等の設備を撤去する場合には、加算措置を行う。</p>	<p><b>事業スキーム (対象者、対象行為、補助率等)</b></p> <div style="text-align: center;"> </div> <p>※ 機器・性能毎に一定額を補助。</p>
	<p><b>成果目標・事業期間</b></p> <p>2030年度におけるエネルギー需給の見通しにおける家庭部門の省エネ対策（1,200万kl）中、家庭部門への高効率給湯器の導入を促進し、本事業による効果も含めて、省エネ量264.9万klの達成を目指す。</p>

経産省 令和6年度補正予算案の事業概要(PR資料)より抜粋

## 経産省 高効率給湯器の導入支援に関する参考資料

経産省 令和6年度補正予算案における省エネ支援策パッケージより抜粋

### 高効率給湯器の導入支援の概要

令和6年度補正予算案額：580億円

- 給湯器は、家庭のエネルギー消費量の約3割を占め最大のエネルギー消費源。このため、給湯器の高効率化はエネルギーコスト上昇への対策として有効であり、前年に続いて導入支援を実施。
- 今年度は、再生エネ拡大に伴う出力制御対策に資する機能を具備する機種や、補助要件下限の機種と比較してより高効率な機種に対して、重点的に支援する。

	ヒートポンプ給湯機 (エコキュート)	家庭用燃料電池 (エネファーム)	ハイブリッド給湯機
エネルギー源	電気	ガス	電気・ガス
特徴	圧縮すると温度上昇し膨張すると温度が下がる、気体の性質を利用して熱を移動させるヒートポンプの原理を用いてお湯を沸かし、タンクに蓄えるもの。	都市ガスやLPガス等から作った水素と空気中の酸素の化学反応により発電するとともに、発電の際の排熱を利用してお湯を沸かし、タンクに蓄えるもの。	ヒートポンプ給湯機とガス給湯器を組み合わせでお湯を作り、タンクに蓄えるもの。二つの熱源を用いることで、より高効率な給湯が可能。
価格 (機器+工事費)	55万円程度	130万円程度	65万円程度
主な補助額	10万円 ※昼間の余剰再生エネ電気を活用できる機器	20万円 ※レジエンス機能を強化した機器	13万円 ※昼間の余剰再生エネ電気を活用できる機器
商品イメージ	 出所)三菱電機	 出所)アイシン	 出所)リンナイ
追加措置	蓄熱暖房機 <sup>*1</sup> 、電気温水器を撤去する場合 + 8万円 (蓄熱暖房機) + 4万円 (電気温水器)		

\*1:蓄熱レンガを電気で温め、放熱することで部屋を暖める器具。

経産省

予算案額:21億円

**LPガス災害バルク補助金**

(災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金)

**災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金**

令和6年度補正予算案額 21億円

資源エネルギー庁資源・燃料部  
燃料流通政策室

事業の内容	事業スキーム (対象者、対象行為、補助率等)
<b>事業目的</b> 災害時において、道路等が寸断した場合に、LPガス充填所やサービスステーションなどの供給側の強靱化だけでは燃料供給が滞る可能性があることから、需要家側においても自家発電設備等を稼働させるため、自衛的な燃料備蓄体制を構築し、災害時における施設機能の継続を目的とする。	
<b>事業概要</b> 避難所や避難困難者が多数生じる施設等に設置するLPガスタンク、石油タンク等を導入する者に対し、LPガスタンク等の購入や設置工事に要する経費の一部を補助する。 補助率：1 / 2 以内 (中小企業に対しては2 / 3 以内)	<b>成果目標</b> 多数の避難者が発生する避難所等への設備導入の促進を通じて、社会的重要なインフラにLPガス・石油製品の「自衛的備蓄」を促し、災害対応能力の強化を目指す。

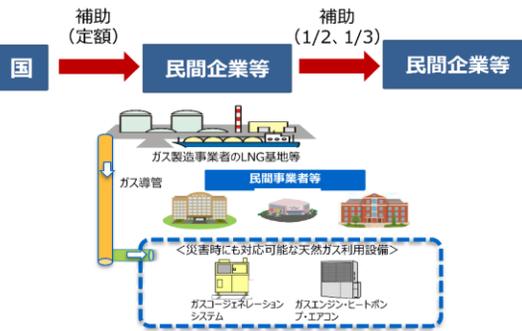
経産省 令和6年度補正予算案の事業概要(PR資料)より抜粋

**災害時の強靱性向上に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金****災害時の強靱性向上に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金**

令和6年度補正予算案額 10億円

経産省

予算案額:10億円

事業の内容	事業スキーム (対象者、対象行為、補助率等)
<b>事業目的</b> 災害時にも対応可能な停電対応型の天然ガス利用設備の導入及び機能維持・強化を行う事業者に対し補助することで、災害時の強靱性の向上を図る。また、これによりCO2排出量の削減にも寄与する。	
<b>事業概要</b> 災害時の強靱性の向上を図るため、耐震性の高い中圧ガス導管や耐震性を向上させた低圧ガス導管でガスの供給を受ける、災害時に機能を維持する必要性のある施設(避難施設、防災上中核となる施設等)において、災害時にも対応可能な天然ガス利用設備の導入・更新を行う事業者に対し補助を行う。	<b>成果目標</b> 令和6年度補正予算において51箇所の導入を目指す。

経産省 令和6年度補正予算案の事業概要(PR資料)より抜粋

建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業

★ZEB普及促進に向けた省エネルギー建築物支援事業

①新築建築物のZEB普及促進支援事業 ②既存建築物のZEB普及促進支援事業

環境省  
予算案額48億円  
の内数

建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業のうち、

(1) ZEB普及促進に向けた省エネルギー建築物支援事業 (一部経済産業省連携事業)



業務用施設のZEB化普及促進に資する高効率設備導入等の取組を支援します。

1. 事業目的

- 一度建築されるとストックとして長期にわたりCO2排出に影響する建築物分野において、建築物のZEB化の普及拡大を強力に支援することで2050年のカーボンニュートラル実現に貢献する。
- 外部環境変化への適応強化を進め、平時における利用者の「ウェルビーイング/高い生活の質」の実感につながるとともに、フェーズフリー等の技術を取り入れ、建築物のレジリエンス向上の同時実現を目指す。

2. 事業内容

- ①新築建築物のZEB普及促進支援事業 (経済産業省連携事業)
  - ②既存建築物のZEB化普及促進支援事業 (経済産業省連携事業)
- ZEBの更なる普及拡大のため、新築/既存の建築物ZEB化に資するシステム・設備機器等の導入を支援する。
- ◆補助要件: ZEBの基準を満たすと共に、計量区分ごとにエネルギーの計量・計測を行い、データを収集・分析・評価できるエネルギー管理体制を整備すること。需要側設備等を通信・制御する機器を導入すること。新築建築物については再工設備を導入すること。ZEBリーディング・オーナーへの登録を行い、ZEBプランナーが関与する事業であること等。
  - ◆優先採択: 以下に該当する事業については優先採択枠を設ける。
    - ◆補助対象事業者が締結した建築物木材利用促進協定に基づき木材を用いる事業
    - ◆CLT等の新たな木質部材を用いる事業等。
    - ◆採択時優遇: 建材一体型太陽電池を導入する事業等。
- ③非住宅建築物ストックの省CO2改修調査支援事業
- 既存建築物ストックの省CO2改修によるZEBの達成可能性・省CO2効果についての調査を支援する。
- ◆補助要件: ZEBプランナーの関与、BEIの算出、技術や設計手法、費用等のデータの提供・公開等。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業 (①②2/3~1/4 (上限3~5億円) ③1/2 (上限100万円))
- 補助対象 地方公共団体※1、民間事業者・団体等※2
- 実施期間 令和6年度

4. 補助対象等

延べ面積	補助率等	
	新築建築物	既存建築物
2,000㎡未満	『ZEB』1/2 Nearly ZEB 1/3 ZEB Ready 対象外	『ZEB』2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 対象外
2,000㎡~10,000㎡	『ZEB』1/2 Nearly ZEB 1/3 ZEB Ready 1/4	『ZEB』2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 2/3
10,000㎡以上	『ZEB』1/2 Nearly ZEB 1/3 ZEB Ready 1/4 ZEB Oriented 1/4	『ZEB』2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 2/3 ZEB Oriented 2/3

※1 ①②について、都道府県、指定都市、中核市及び施行特例市を除く。  
 ※2 ①②について、延べ面積において新築の場合10,000㎡以上、既存の場合2,000㎡以上の建築物については民間事業者・団体等は対象外。

お問合せ先: 環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室/住宅・建築物脱炭素化事業推進室

電話: 0570-028-341

環境省 令和6年度補正予算(案)施策集より抜粋

建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業

★業務用施設における省CO2化・熱中症対策等支援事業

(省CO2化と災害・熱中症対策を同時実現する施設改修等支援事業)

環境省  
予算案額48億円  
の内数

建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業のうち、

(2) 省CO2化と災害・熱中症対策を同時実現する施設改修等支援事業 (一部国土交通省連携事業)



業務用施設の省CO2化と災害・熱中症対策を同時に実現するため、高効率設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

- 様々な業務用施設において、熱中症対策にも資する高効率機器等の導入を支援することにより、既存建築物のCO2排出量を削減する。
- クーリングシェルターや災害時の活動拠点としての活用も可能となる、フェーズフリー性とエネルギー自立性を兼ね備えた省CO2移動独立型施設 (コンテナハウス等) の普及促進を目指す。

2. 事業内容

- ①業務用施設における省CO2化・熱中症対策等支援事業 (一部国土交通省連携事業)
- 様々な業務用施設等の改修に際し、高効率な設備の導入支援を行い、熱中症対策にも資する既存建築物の省CO2化の促進を図る。(補助率: 1/3)
1. クーリングシェルターの普及を図るため、既存建築物への高効率空調等の導入を支援する。(上限: 1,000万円)
  2. 高効率機器への更新による既存民間建築物の省CO2化を支援する。(上限: 3,500万円)
  3. オーナーとテナントがグリーンリース契約等結び、協働して省CO2化を図る事業を支援する。(上限: 4,000万円)
  4. 空き家等を業務用施設に改修しつつ省CO2化を図る事業に対し、高効率機器の導入を支援する。(上限: 1,000万円)
- ◆補助要件: 各事業による指定のCO2排出削減、運用改善に係る取組の実施等。
- ②フェーズフリーの省CO2独立型施設支援事業
- クーリングシェルターや災害時の活動拠点としても利用可能な独立型施設 (コンテナハウス等) に対して、高機能空調、再工設備等の導入支援を行い、平時の省CO2化と同時に地域の熱中症対策とレジリエンス性能の向上を目指す。(補助率: 1/3)
- ※コンテナハウス本体等は補助対象外。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業
- 補助対象 地方公共団体、民間事業者・団体等
- 実施期間 令和6年度

4. 事業イメージ

①業務用施設における省CO2化・熱中症対策等支援事業のイメージ



②フェーズフリーの省CO2独立型施設支援事業のイメージ



お問合せ先: 環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室/住宅・建築物脱炭素化事業推進室  
大臣官房環境保健部企画課熱中症対策室

電話: 0570-028-341

環境省 令和6年度補正予算(案)施策集より抜粋

★脱炭素ビルリノベ事業  
(業務用建築物の脱炭素改修加速化事業)

業務用建築物の脱炭素改修加速化事業 (経済産業省・国土交通省連携事業)



【令和6年度補正予算(案) 11,175百万円】  
※4年間で総額34,373百万円の国庫債務負担

既存業務用施設の脱炭素化を早期に実現するため、外皮の高断熱化及び高効率空調機器等の導入を支援します。

1. 事業目的

- ・建築物分野において、2050年の目指すべき姿(ストック平均でZEB基準の水準の省エネルギー性能<sup>\*</sup>の確保)を達成するためには、CO2削減ポテンシャルが大きい既存建築物への対策が不可欠。
- ・外皮の高断熱化と高効率空調機器等の導入加速を支援することにより、価格低減による産業競争力強化・経済成長と、事務所や教育施設などを含む建築物からの温室効果ガスの排出削減を共に実現し、更に健康性、更に健康性、快適性など、ウェルビーイング/くらしの質の向上を図る。

2. 事業内容

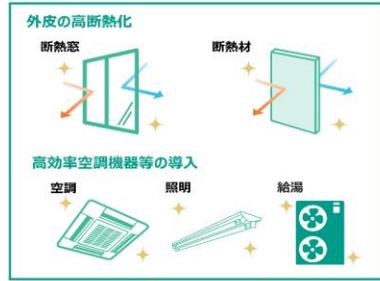
既存建築物の外皮の高断熱化及び高効率空調機器等の導入を促進するため、設備補助を行う。

- 主な要件: 改修後の外皮性能BPIが1.0以下となっていること及び一次エネルギー消費量が省エネルギー基準から用途に応じて30%又は40%程度以上削減されること(ホテル・病院・百貨店・飲食店等:30%、事務所・学校等:40%)、BEMSによるエネルギー管理を行うこと等

- 主な対象設備: 断熱窓、断熱材、高効率空調機器、高効率照明器具、高効率給湯機器等
  - ・設備によりトップランナー制度目標水準値を超えるもの等、一定の基準を満たすものを対象とする。
  - ・一定の要件を満たした外部の高効率熱源機器からエネルギーを融通する場合は、当該機器等も対象とする。

- 補助額: 改修内容に応じて定額(補助率1/2~1/3相当)等

4. 補助事業のイメージ



省エネルギー基準から、用途に応じて30%又は40%程度以上削減

※ZEB基準の水準の省エネ性能:一次エネルギー消費量が省エネルギー基準から用途に応じて30%又は40%程度削減されている状態。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業
- 委託先及び補助対象 地方公共団体、民間事業者・団体等
- 実施期間 令和6年度

お問合せ先: 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室/住宅・建築物脱炭素化事業推進室 電話: 0570-028-341

★SHIFT事業 ①省CO2型システムへの改修支援事業  
(脱炭素技術等による工場・事業場の省CO2化加速事業)

脱炭素技術等による工場・事業場の省CO2化加速事業 (SHIFT事業)



【令和6年度補正予算(案) 3,000百万円】

工場・事業場への脱炭素技術等の導入促進により、バリューチェーン全体でのCO2排出削減を加速する。

1. 事業目的

2050年カーボンニュートラルの実現や2030年度削減目標を達成するため、エネルギー起源CO2排出量のより少ない設備・システムへの改修を行う事業者を支援し、積極的な省CO2化投資を後押しすることでバリューチェーン全体のCO2排出削減を図るとともに、支援した知見を普及展開し、省CO2化の浸透を図ります。

2. 事業内容

- ① 省CO2型システムへの改修支援事業 (補助率: 1/3、補助上限: 1億円または5億円)  
中小企業等におけるCO2排出量を大幅に削減する電化・燃料転換・熱回収等の取組<sup>※1</sup>により、CO2排出量を工場・事業場単位で15%以上又は主要なシステム系統で30%以上削減する設備導入等<sup>※2</sup>を支援する(3カ年以内)。  
※1 蒸気システム、空調システム、給湯システム、工業炉、CGSに関する単純な高効率化改修は補助対象外  
※2 複数事業者が共同で省CO2型設備を導入する取組や既存システムへの設備追加により省CO2化を図る取組を含む
- ② DX型CO2削減対策実行支援事業 (補助率: 3/4、補助上限: 200万円)  
DXシステムを用いた中小企業等の設備運用改善による即効性のある省CO2化や運転管理データに基づく効果的な改修設計などのモデル的な取組を支援する(2カ年以内)。

4. 事業イメージ



3. 事業スキーム

- 事業形態 ①②間接補助事業
- 補助対象 民間事業者・団体
- 実施期間 令和6年度

- ▶ 工場・事業場の運用改善をタイムリーに実施し、CO2削減
- ▶ データ等を用いて、適正な設備容量への改修計画を策定し、CO2削減

お問合せ先: 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 電話: 0570-028-341

# 地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業

地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業



【令和6年度補正予算(案) 2,000百万円】

災害・停電時に公共施設等へエネルギー供給が可能な再生可能エネルギー設備等の導入を支援します。

## 1. 事業目的

防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策(令和2年12月11日閣議決定)における「災害時に役立つ避難施設防災拠点の再生・蓄エネ設備に関する対策」として、また、地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定)に基づく取組として、地方公共団体における公共施設等への再生可能エネルギーの率先導入を実施することにより、地域のレジリエンス(災害等に対する強靱性の向上)と地域の脱炭素化を同時実現する。

## 2. 事業内容

公共施設等<sup>※1</sup>への再生可能エネルギー設備等の導入を支援し、平時の脱炭素化に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮を可能とする。設備導入事業として、再生可能エネルギー設備、熱利用設備、コージェネレーションシステム(CGS)及びそれらの附帯設備(蓄電池<sup>※2</sup>、充放電設備、自営線、熱導管等)並びに省CO2設備(高機能換気設備、省エネ型浄化槽含む)等を導入する費用の一部を補助。

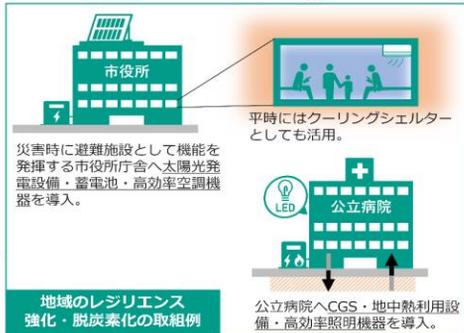
- ※1 地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設及び公用施設、又は業務継続計画により災害等発生時に業務を維持するべき公共施設及び公用施設(例:防災拠点、避難施設、広域防災拠点、代替庁舎など)に限る。
- ※2 蓄電池としてEVを導入する場合は、通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEVに蓄電容量の1/2×4万円/kWhを補助。
- ※ 都道府県・指定都市による公共施設等への太陽光発電設備導入はPPA等に限る。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助 都道府県・指定都市:1/3、市区町村(太陽光発電又はCGS):1/2、市区町村(地中熱、バイオマス熱等)及び離島:2/3
- 補助対象 地方公共団体 (PPA・リース・エネルギーサービス事業で地方公共団体と共同申請する場合に限り、民間事業者・団体等も可)
- 実施期間 令和6年度

## 4. 支援対象

- 地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設等
  - 業務継続計画により、災害等発生時に業務を維持するべき公共施設等
- ← 導入
- ・再生エ設備
  - ・蓄電池
  - ・CGS
  - ・省CO2設備
  - ・熱利用設備 等



お問合せ先: 環境省大臣官房地域脱炭素推進審議官グループ地域脱炭素事業推進課 電話: 03-5521-8233 (浄化槽について) 環境省環境再生・資源循環局商業環境正統推進課浄化槽推進課 電話: 03-5501-3155

# 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金

地域脱炭素推進交付金

(地域脱炭素移行・再エネ推進交付金、特定地域脱炭素移行加速化交付金)



【令和6年度補正予算(案) 36,500百万円】

意欲的な脱炭素の取組を行う地方公共団体等に対して、地域脱炭素推進交付金により支援します。

## 1. 事業目的

「地域脱炭素ロードマップ」(令和3年6月9日第3回国・地方脱炭素実現会議決定)、地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定)及び脱炭素成長型経済構造移行推進戦略(「GX推進戦略」、令和5年7月28日閣議決定)等に基づき、民間と共同して意欲的に脱炭素に取り組む地方公共団体等に対して、地域の脱炭素への移行を推進するために本交付金を交付し、複数年度にわたり継続的かつ包括的に支援する。これにより、地球温暖化対策推進法と一体となって、少なくとも100か所の「脱炭素先行地域」で、脱炭素に向かう地域特性等に応じた先行的な取組を実施するとともに、脱炭素の基盤となる「重点対策」を全国で実施し、国・地方連携の下、地域での脱炭素化の取組を推進する。

## 2. 事業内容

### (1) 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金

- ①脱炭素先行地域づくり事業への支援  
2050年カーボンニュートラルを20年前倒しで実現を目指す脱炭素先行地域に選定された地方公共団体に対して、再生エネ設備の導入に加え、再生エネ利用最大化のための基盤インフラ設備(蓄電池、自営線等)や省CO2設備の導入、これらと一体となってその効果を高めるために実施するソフト事業等を支援する。
- ②重点対策加速化事業への支援  
再生エネ発電設備を一定以上導入する地方公共団体(都道府県・指定都市・中核市・施行時特別市:1MW以上、その他の市町村:0.5MW以上)に対して、地域共生再生エネ等の導入や住宅の省エネ性能の向上などの重点対策の複合実施等を支援する。

### (2) 特定地域脱炭素移行加速化交付金(GX)

民間利益型自営線マイクログリッド等事業への支援

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金
- 交付対象 地方公共団体等
- 実施期間 令和6年度

## 4. 事業イメージ



### <参考: 交付スキーム>

- (a) 地方公共団体が事業を実施する場合 国 → 地方公共団体
- (b) 民間事業者等も事業を実施する場合 国 → 地方公共団体 → 民間事業者等

お問合せ先: 環境省大臣官房地域脱炭素推進審議官グループ地域脱炭素事業推進課 電話: 03-5521-8233

# ★子育てグリーン住宅支援事業

予算案額:2250億円

## 子育てグリーン住宅支援事業の概要

令和6年度補正予算案:2,250億円

### 1 制度の目的

○ 2050年カーボンニュートラルの実現に向け、新築住宅について、エネルギー価格などの物価高騰の影響を特に受けやすい子育て世帯などに対して、「ZEH水準を大きく上回る省エネ住宅」の導入や、2030年度までの「新築住宅のZEH基準の水準の省エネルギー性能確保」の義務化に向けた裾野の広い支援を行うとともに、既存住宅について、省エネ改修等への支援を行う。

### 2 補助対象

経済対策閣議決定日(令和6年11月22日)以降に、新築は基礎工事より後の工程の工事、リフォームはリフォーム工事に着手したものに限り(交付申請までに事業者登録が必要)。

#### 住宅※2,3の新築(注文住宅・分譲住宅・賃貸住宅)

対象世帯	対象住宅	補助額	
すべての世帯	GX志向型住宅※4	160万円/戸	
子育て世帯等※1	長期優良住宅※4,5,6,7	建替前住宅等の除却を行う場合※8	100万円/戸
		上記以外の場合	80万円/戸
	ZEH水準住宅※4,6,7	建替前住宅等の除却を行う場合※8	60万円/戸
		上記以外の場合	40万円/戸

#### GX志向型住宅の要件

- 下記の①、②及び③にすべて適合するもの
- 断熱等性能等級「6以上」
  - 再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量の削減率「35%以上」
  - 再生可能エネルギーを含む一次エネルギー消費量の削減率「100%以上」※9,10,11

※1:「18歳未満の子を有する世帯(子育て世帯)又は「夫婦のいずれかが39歳以下の世帯(若者夫婦世帯)」  
 ※2:対象となる戸の床面積は50㎡以上240㎡以下とする。  
 ※3:以下の住宅は、原則対象外とする。  
 ① 土砂災害特別警戒区域に立地する住宅  
 ② 災害危険区域(海岸側浸水危険区域又は崖すべり防止区域に属する区域に限る)に立地する住宅  
 ③ 立地適正化計画区域内の居住誘導区域外かつ「災害レッドゾーン」(災害危険区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域、各種自然環境保全区域等)内かつ建設されたもの(うち、3層以上の開発又は1戸もしくは2戸で規模1000㎡超の開発によるもので、指針長尺の敷地に設けられた層の敷地に係る住宅)  
 ④ 「市街化調整区域」かつ「土砂災害警戒区域又は浸水想定区域(洪水浸水想定区域又は高層浸水想定区域)における浸水想定区域3ヵ月以上の区域」に該当する区域に立地する住宅  
 ※4:「GX志向型住宅」は環境省において実施、「長期優良住宅」及び「ZEH水準住宅」は国土交通省において実施。  
 ※5:長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられている住宅で、地方公共団体にて認定を受けたもの。  
 ※6:断熱等性能等級「6以上」かつ再生可能エネルギーを除く一次エネルギー消費量の削減率「20%以上」に適合するもの。  
 ※7:賃貸住宅の場合、子育て世帯等に配慮した安全性・防犯性を高めるための技術基準に適合することが必要。  
 ※8:住宅の新築にあわば、建替前に居住していた住宅など建築主(その相続人)が所有する住宅を除却する場合。  
 ※9:常用地等に限りは70%以上(Nearly ZEH)も可。  
 ※10:都市部敷小地等の場合に限りは再生可能エネルギー未導入(ZEH Oriented)も可。  
 ※11:共同住宅は、別途階数ごとに設定。

#### 既存住宅※12のリフォーム※13

メニュー	補助要件	補助額※14
Sタイプ	必須工事3種の全てを実施	上限:60万円/戸
Aタイプ	必須工事3種のうち、いずれか2種を実施	上限:40万円/戸

- 補助対象工事**  
 必須工事※15 ①開口部の断熱改修、②躯体の断熱改修、③エコ住宅設備の設置  
 付帯工事※16 子育て対応改修、バリアフリー改修等

※12:賃貸住宅や、買取再販事業者が扱う住宅も対象に含まれる。  
 ※13:「断熱改修への改修促進等による住宅の省エネ・省CO2加速化支援事業」(環境省)、「高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業(補助金)」「経済産業省」及び「既存賃貸住宅の省エネ化支援事業」(経済産業省)【以下連携事業】という、2つのフェーズを実施し、併せて実施することが可能。  
 ※14:補助額はリフォーム工事の内容に応じて定める額を合算した額。  
 ※15:①、②については、ZEH水準に相当する省エネ性能以上の改修工事に限る。  
 ※16:補助対象となるのは「必須工事」を行う場合に限る。なお、この場合、連携事業のうち、環境省事業は必須工事①、経済産業省事業は必須工事②として扱う。

#### 分譲住宅・賃貸住宅の新築に関する特別

- 【分譲住宅における事前登録の方法】**
- 住宅購入者が決定していない時点においても、あらかじめ、補助要件に適合する住宅の戸数を登録することで、交付申請を行うことが可能。
  - 登録は、①各事業者における1か月あたりの登録戸数の上限、②各住棟における対象住宅戸数に応じた登録戸数の上限(共同住宅の場合)の範囲内で行う。
  - 登録戸数を超える住宅購入者が決定した場合は、追加の交付申請を行うことも可能(共同住宅の場合)。
- 【賃貸住宅を対象とした追加ルール(長期優良住宅又はZEH水準住宅に限る)】**
- 申請ができる戸数の上限は、※2及び※7に該当する戸数の50%とする。
  - 新築時最初の入居募集(3か月間)は、対象を子育て世帯等に限定する。(当該期間中に入居者を確保できなかった場合は、子育て世帯等以外の世帯を入居させることも可能)
  - 「子育て世帯等」向けに、補助金額を動員した合理的な優遇家賃を設定する。

国交省 令和6年度補正予算案 概要資料

# ★宿泊施設サステナビリティ強化支援事業

予算案額:300億円の内数

## 宿泊施設サステナビリティ強化支援事業



### 事業目的・背景・課題

- 訪日外国人旅行者を中心にサステナブルな旅行や宿泊施設の利用意向が年々高まっており、世界の旅行者が我が国を旅行先として選択しなくなることを防ぐためにも、宿泊施設のサステナビリティ強化が必要。
- このため、訪日外国人旅行者の受け入れに向けて、旅館・ホテル等の宿泊施設が実施する、サステナビリティの向上に関する取組を支援する。

### 事業内容・事業イメージ

宿泊施設における省エネ型ボイラー、太陽光発電、省エネ型空調等の省エネ設備等の導入支援を行う。



省エネ型ボイラー



太陽光発電



省エネ型空調

### 事業スキーム

- ・事業形態: 間接補助事業 (補助上限1,000万円、補助率1/2)
- ・補助対象: 国→民間事業者(事務局)→宿泊事業者

お問い合わせ先: 観光庁 観光産業課 電話: 03-5253-8330

## ■ 補助事業活用のスケジュール



※補正予算の申請期間は未定です。



**申請期間は約1か月程度と短いため、事前に準備を進めることが重要です。**

## ■ 申請までのステップ（補助事業申請準備期間にやるべきこと）



**改修する設備が決まれば、まずは省エネ計算。最適な補助事業を選定しましょう。**

## ■ 省エネ計算で必要な資料

- ① エネルギー使用量実績 ※電気・ガス・油（ガソリン・灯油・A重油・軽油等）の使用明細
  - ◎直近1年分のエネルギー明細をご用意ください。
- ② 導入前後の設備の機器確認
  - ◎設置場所ごとに既存設備と導入設備の機器の確認し、改修内容を決定してください。
- ③ 各設備の稼働状況
  - ◎設置場所ごとに稼働状況（冷房期間、暖房期間、月運転日数、1日の運転時間等）をご教示ください。



**省エネ計算のために、上記3点のご準備をお願いします。**

## ■ 補助金活用時の注意事項

- ①各補助事業には予算額が決められており、必ず採択され補助金が支払われるわけではありません。
- ②工事期間が制約されます。（採択後から12月～1月あたりまで）
- ③ 補助金は事業完了後（工事代金の支払い後）に支払われます。
- ④ 事業完了後、1～3年間の事業報告義務があります。
- ⑤ 補助事業で取得した設備を、法定耐用年数の期間内に処分（譲渡、交換、貸付け、廃棄、担保など）する場合は、執行団体の承認が必要です。

※上記の内容については補助事業により異なります。

補助事業を活用する設備改修をご検討の場合は、営業担当までご相談ください。  
また、令和6年度補正予算の公募が開始され次第、各補助事業の詳細について、別途専用のステップアップNEWSを発行いたします。